

北本市子どもの権利に関する条例(案)についての意見（ホームページからの提出分）

No.	意見
1-1	<p>(きたもと子ども会議)3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。</p> <p>上記文言を以下に訂正することを求める。</p> <p>市は、きたもと子ども会議から提出された意見を把握しなければならない。</p> <p><b>【理由1】</b></p> <p>尊重義務には法的拘束力がないとされる。</p> <p>しかし、提出された意見を採用しなかった場合に、条例違反を追求される懸念がある。</p> <p>条例違反の追求を避けるため、追求後の説明などの作業を避けるため、または、条例違反を理由として辞職を迫られることを避けるためなどの理由により、意見をそのまま採用することが考えられる。</p> <p>それは一定程度の実質的な拘束力が発生すると考えられ、選挙による間接民主主義を歪める可能性がある。</p> <p><b>【理由2】</b></p> <p>北本市議会基本条例で以下が規定されている。</p> <p>(議会の役割)第4条(1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。</p> <p>(市民の参加の機会の充実)第8条 議会は、公聴会及び参考人制度等の活用や広報広聴機能の強化により、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。</p> <p>上記より、議会が市民の多様な意見を把握した上で市の意思決定を行うことと解釈できる。</p> <p>一部の組織や団体などの意見が尊重されるのは上記から逸脱する。</p> <p>また、意思決定は市民から信託された議会が行うことであるため、意見を尊重するかどうかは議会で決定されるべきであり、意見を把握するという文言が適切である。</p>
1-2	<p>(答申等)3 市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を尊重し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>上記文言を以下に訂正することを求める。</p> <p>市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を把握し、議会で審議した上で必要と判断された場合、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>【理由1】</b></p> <p>尊重義務には法的拘束力がないとされる。</p> <p>しかし、提出された意見を採用しなかった場合に、条例違反を追求される懸念がある。</p> <p>条例違反の追求を避けるため、追求後の説明などの作業を避けるため、または、条例違反を理由として辞職を迫られることを避けるためなどの理由により、意見をそのまま採用することが考えられる。</p> <p>それは一定程度の実質的な拘束力が発生すると考えられ、選挙による間接民主主義を歪める可能性がある。</p> <p><b>【理由2】</b></p> <p>北本市議会基本条例で以下が規定されている。</p> <p>(議会の役割)第4条(1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。</p> <p>(市民の参加の機会の充実)第8条 議会は、公聴会及び参考人制度等の活用や広報広聴機能の強化により、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。</p> <p>上記より、議会が市民の多様な意見を把握した上で市の意思決定を行うことと解釈できる。</p>

	<p>一部の組織や団体などの意見が尊重されるのは上記から逸脱する。 また、意思決定は市民から信託された議会が行うことであるため、意見を尊重するかどうかは議会で決定されるべきであり、意見を把握するという文言が適切である。</p>
1-3	<p>(きたもと子ども会議)第17条については削除してほしい。 第21条以下に記載の擁護委員や第34条以下に記載の子どもの権利委員会は定数、任期、責務や職務などが記載されているが、きたもと子ども会議にはそういった具体的な内容が記載されていない。 「その主体である子どもが定める方法により」という記載があるが、会議に参加する、主体である子どもというのはどうやって誰が決めるのか？またその選定方法に問題がないかどのように確認するのか？ 会議体が必要なら、他と同じように具体的な内容を記載した上で、問題がないか市民が確認できるようもう一度パブリックコメントに出してほしい。</p>
1-4	<p>(特別な配慮が必要な子ども及びその保護者に対する支援) 第19条 市は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し必要な支援を行わなければならない。 2 市は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。</p> <p>以下の記載に変更してほしい。</p> <p>(子ども及びその保護者に対する支援) 第19条 市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子ども又はその保護者もしくはその両方に対し積極的な支援を行わなければならない。 2 市は、子ども又はその保護者もしくはその両方の状況を把握するため、四半期ごとに調査を実施するものとする。 3 市は、前項の調査結果を鑑み、訪問等の追加調査を実施できるものとする。但し、急を要すると判断される場合には、調査段階でも並行して追加調査を実施できるものとする。 4 市及び子ども関係施設は、子ども又はその保護者もしくはその両方に対して、積極的な支援を行う旨を周知しなければならない。</p> <p>以下、変更してほしいと思う理由 支援するかどうかは調査によって個別具体的に判断されるほうがいい。 条例内で「特別な配慮が必要な子ども及びその保護者」と事前限定するのはおかしい。 また「特別な配慮」を条例内で具体的に列挙する必要はないと思う。 「必要な支援」とあるが、必要か否かは個別具体的に判断されるものだと思うので、記載としては不適切だと思う。 生活保護の申請自体は自由にできるはずなのに、窓口で受け付けてもらえず門前払いされるような事態を防ぐために、市が積極的な支援を行うことを条例に記載するほうがいい。 「必要に応じて調査、訪問等」とあるが、必要か否かは個別具体的に判断されるものだと思うので、記載としては不適切だと思う。 調査は定期的かつ短いスパンで必ず行うほうがいい。 支援が必要な人は、情報にアクセスする手段が乏しい可能性が高い。 そのため、市と子ども関係施設でしっかりと支援について周知してほしい。</p>
1-5	<p>(きたもと子ども会議)第17条については現状の文言をすべて削除し、以下に変更してほしい。</p>

	<p>(市の施策に対する子どもの意見表明)</p> <p>第17条 市及び子ども関係施設は、子ども及びその保護者に対し、「北本市パブリック・コメント制度」の周知を行わなければならない。</p> <p>2 市及び子ども関係施設は、子ども及びその保護者に対し、パブリックコメントでの意見募集が公表された後、速やかに案の概要と意見の提出期間及び提出方法の周知を行わなければならない。</p> <p>3 市は、意見を募集している内容について子どもが理解できるよう、子供向けパブリックコメント用資料の作成を行わなければならない。</p> <p>以下理由</p> <p>子ども権利条約では「自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」とあり、きたもと子ども会議のような会議メンバーしか意見を表すことができない場を作ることは不適切。</p> <p>原案の第17条は「市の施策について子どもの意見を求める」ことを目的としているため、「北本市パブリック・コメント制度」であれば、市の施策に対して意見を表明したい子ども全員が、自分の意見を自由に表明できるため、より適切。</p> <p>問題は、「北本市パブリック・コメント制度」という制度そのものを知らないこと、いつからいつまで何の意見募集をしているか知らないこと、意見募集の際の資料が分かりにくいことだと思われる。</p> <p>子どもが自由に意見を表す事ができる文言への変更と、上記問題を解消するために、第17条を上記の内容に変更することを望む。</p>
1-6	<p>(成長及び発達に資する支援)4 市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。</p> <p>以下に変更してほしい。</p> <p>4 市は、子ども又はその保護者もしくはその両方に対し、成長及び発達に資する支援を行わなければならない。</p> <p>以下理由</p> <p>「医療、福祉及び教育」と、条文内で支援内容を限定する必要はない。</p> <p>条文では、「成長及び発達に資する支援」と限定しないことが望ましい。</p>
1-7	<p>(財政上の措置)第38条に以下を加えてほしい。</p> <p>2 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政を確保するために、国及び県に対して、財源を拠出するよう要請しなければならない。</p> <p>以下理由</p> <p>市の財源不足により子供の権利が阻害されるのは看過できない。</p> <p>また子どもは国の宝であり、国及び県も子どもの成長に対して支援をすべきと考える。</p> <p>であれば、市は権利保障のために確実に財源を確保するため、国及び県に対して積極的に働きかけを行う必要がある。</p>
1-8	<p>第7章 雑則に以下を加えてほしい。</p> <p>第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な人材の確保及び育成を行わなければならない。</p> <p>以下理由</p> <p>児童福祉司が案件を抱えすぎていることによる過重労働が問題になっている。</p> <p>また、市役所や子ども関係施設の既存職員に追加で子どもの権利に対する仕事を加えると、そちらも過重労働になる可能性がある。</p>

	このようなことを防ぐために、条例内で人材の確保と育成の義務を明記することを望む。
1-9	<p>(相談員)第32条に以下を追加してほしい。</p> <p>5 1人の相談員が同時に担当する案件は、20件を限度とする。</p> <p>以下理由  児童福祉司が案件を抱えすぎていることにより、1つ1つの案件に丁寧に対応できないことが問題になっている。  埼玉県議会令和元年 9 月定例会 一般質問の「児童相談所の体制強化」で、大野元裕知事は「埼玉県の平成 30 年度の児童福祉司 1 人当たりの相談対応件数は 73 件であり、全国平均の 49 件と比べ突出しています。」と答弁している。  そのようなことを防ぐために、受け持つ案件の上限数を条例内で明記しておくべき。  案件ごとにかかる時間に差があるだろうことを勘案して、記載追加案では限度件数を比較的低めに設定している。</p>
2-1	<p>前文の趣旨と、条文全体が矛盾している。</p> <p>例えば「年齢及び発達(成長及び理解)の程度に応じて」という文言が 6 か所もでてくる。子どもの表出することを大人の判断で制限しようとしていないだろうか。確かに「子どもの権利条約」の第 12 条意見表明権に似たようなことが書かれているが意味は違う。それはその子どもに対等な人として向き合い、その子どもにふさわしい対応を大人は求められるということだろう。「子どもたちが権利を行使したら身勝手な言動が助長されるだけだ」と思っているから、制限しておかなければという気持ちが透けて見える。たとえどんなことを言ってきたとしても、先ずは聴く態度が求められる。</p> <p>子どもは大人はと対立するものでないし、受け身の存在でもない。しかし未熟だから大人が指導しなければという思想が全体に流れている。、子どもの幸せのために大人は子どもを守らなければならないが、子どもと大人は対等であることを基本にしなければならない。</p>
2-2	<p>15 条普及啓発</p> <p>大人が子どもの権利条約を学習し理解することは必須であるが、子どもも自分たちの権利を行使するための学習が必要だ。現実的にみて、「権利を使えない」「権利を使わない」「権利に関心がない」子どもたちに、どうしたら権利に興味を持ち、権利を行使するようになるかを考えることが先決ではないか。そういう基本的なことが出来ていなくては「きたもと子どもの権利の日」6 条 「きたもと子ども会議」17 条などは絵に描いた餅になってしまう。</p>
2-3	<p>最後に</p> <p>「子どもの権利条約」学習会の必要を痛感する。市の現状を認識し、専門家や市民を巻き込んだこの学習会なしには、県内初と言われるこの条例が残念なものになってしまう。</p>